

令和7年第1回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和7年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年3月13日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和7年3月13日	10時17分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		4番	佐々木 教 雄	5番	中 村 絵 理	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		産業振興課長	大 石 顕	
	副 町 長	熊 本 弘 樹		まちづくり課長	井 上 信 治	
	教 育 長	柴 田 昌 範		定住促進課長	山 田 恵	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		建 設 課 長	今 泉 雅 己	
	企画政策課長	亀 山 博 史		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		教 育 学 習 課 長	古 賀 浩	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		福 祉 課 参 事	松 田 美 紀	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		こども課保育園長	舟 木 徳 茂	
	健康増進課長	村 上 妙 子		産 業 振 興 課 参 事	佐 藤 定 行	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長	城 本 直 子	
こども課長	山 本 賢 子		建 設 課 参 事	酒 井 孝 行		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第9、10、11、12、13、15、16、18、19号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第14、17、19、20、21、22号）
討論・採決
- 日程第3 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び基山町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第17号 町道の路線の認定について
- 日程第13 議案第18号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第20号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第21号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第22号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第18 選挙 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第19 発議第1号 基山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第20 発議第2号 基山町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第21 発議第3号 議員報酬の適正化に関する決議

日程第22

議会改革特別委員会の中間報告

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る11日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、ただいまより総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第10号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について

議案第11号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第12号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第13号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び基山町税条例の一部改正について

議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第16号 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第18号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、3月10日付に付託された上記の議案を審査の結果、議案第9、10、11、12、13、15、16、18、19号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第10、15、19号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第10号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正
について

今回の改正内容について、基山町に特定任期付職員に該当する者がいるのかとただしたところ、本町には現在該当者はいない。特定任期付職員とは、弁護士や医師など高度な専門的知識を有する者であり、今回の改正は、これまでの業績手当を廃止して勤務手当に移行させるものであるとの説明を受けました。

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について、これまでの実績をただしたところ、基山町では実績はない。災害等で避難所を開設したときの対応としては、管理職には振替休日を取ってもらっているとの説明を受けました。

管理職についても管理職員特別勤務手当の支給を考えるべきではないかとただしたところ、今回の改正で制度としては整備しておくが、運用としては、現行のままと考えている。今後、内部で検討したいとの説明を受けました。

当委員会としては、管理職員の深夜勤務の特別勤務手当や時間外手当についても予算化を検討するよう提案しました。

議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

今回の改正は、ごみ出しの際の利用者の利便性を図るため、新たに可燃物入れ中袋及び空き瓶入れ小袋のごみ容器を作成するため改正するものである。

ごみ資源物収集のカレンダーでは、ごみ袋（容器）が変わったことが分かりにくい。町民への周知についてただしたところ、ごみ袋の販売店舗への説明や広報等で周知していきたいとの説明を受けました。

ごみの分別について、基山町の公式LINEのごみ出しメニューでは、細かい分別まで検索できない面があるので、分かりやすく検索できないかとただしたところ、ごみ分別については、日頃町民の皆様から不明な点や御意見も伺っているので、今後、LINE更新業務の専門家から助言を受け、改善に努めていきたいとの説明を受けました。

議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出 10款2項3目1節 会計年度任用職員報酬△103万円

基山小学校の会計年度任用職員報酬が103万円減額されているが、その理由と教育活動への影響についてただしたところ、特別支援学級の支援員を募集していたが、応募定数に達しなかった期間があったため減額している。その間、学校のほうで人員を調整して対応したの

で、支障はなかったとの説明を受けました。

10款 4項 3目 12節 遺構実測委託料△744万4,000円

10款 4項 3目 12節 出土遺物整理業務委託料△276万4,000円

10款 4項 3目 12節 発掘調査掘削業務委託料△672万6,000円

減額理由についてただしたところ、この委託料は民間の宅地開発が予定されている大塚古墳群の本調査の委託料であるが、開発が令和7年度に変更になり、令和6年度は調査を行わないため、減額するとの説明を受けました。

当委員会としては、本調査の期間が変更になれば開発も遅れるので、周辺住民も含め、関係者への今後のスケジュールの周知を図るよう提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまより厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第17号 町道の路線の認定について

議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳出所管分

議案第20号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第21号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第22号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）

本委員会は、3月10日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第14、17、19、20、21、22号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第14、17、19号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

内閣府令の公布により、条例を一部改正し、規定に「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を追加し、令和7年4月1日から施行するとの説明を受けました。

なぜ管理栄養士が加えられたのかとただしたところ、栄養士法が改正され、今後、栄養士

免許を有しない管理栄養士が存在することとなるため、町内の小規模保育事業所が食事の提供の特例として、外部で調理した食事を搬入する場合に、栄養士に加えて管理栄養士も指導や配慮を行うことができるようにするため、改正を行うとの説明を受けました。

当委員会としては、町内の家庭的保育事業者等に対して、今回の改正内容について分かりやすい説明や周知を行うように提案しました。

議案第17号 町道の路線の認定について

夜水地区、塚原地区の開発に伴い、夜水・金丸1号線、2号線と、塚原4号線の町道路線を認定するものです。

町道認定の要件と、認定されない場合の理由をたざしたところ、幅員は4メートル、長さの規定はなく、対象の道路が既存の道路につながっている場合は町道として認定しているが、行き止まりやそれ以外の道路は公衆用道路として町で管理しているとの説明を受けました。

議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳出所管分

歳出 2款1項6目18節 甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金758万9,000円

整備事業等の内容や利用者数をたざしたところ、事業内容は、車両の更新や修繕、枕木等の交換、信号機の更新等である。沿線の6市町村と甘木鉄道株式会社による令和6年度繰越事業総額は1億4,140万円になります。利用者数は、コロナ禍による減少から令和5年度、令和6年度は改善しているとの説明を受けました。

当委員会としては、基山町になくてはならない公共交通機関であることから、甘木鉄道の利用者数を増やすために町内外に積極的なPRにより利用促進を図るよう提案しました。

4款1項1目12節 妊婦乳幼児健康診査委託料87万6,000円

委託料が増えた理由をたざしたところ、増えている要因の一つに、外国人の妊娠届出者が多くなっています。外国版の母子手帳を交付しており、相談等は付添いの方がいるため、一定のコミュニケーションは取れているとの説明を受けました。

当委員会としては、今後も外国人妊産婦の対応が必要と考えられるので、安心して妊娠・出産等が迎えられるよう引き続き丁寧な支援を行うよう提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

討論、採決を行います。

日程第3 議案第9号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第9号は可決されました。

日程第4 議案第10号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第10号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第10号は可決されました。

日程第5 議案第11号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第11号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第11号は可決されました。

日程第6 議案第12号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第12号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第12号は可決されました。

日程第7 議案第13号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第13号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び基山町税条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第13号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第13号は可決されました。

日程第8 議案第14号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第14号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第14号は可決されました。

日程第9 議案第15号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第15号は可決されました。

日程第10 議案第16号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第16号 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第16号は可決されました。

日程第11 同意第1号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案に同意することに決定しました。

日程第12 議案第17号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第17号 町道の路線の認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第17号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第17号は可決されました。

日程第13 議案第18号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第18号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第18号は可決されました。

日程第14 議案第19号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）に対する討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第19号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第19号は可決されました。

日程第15 議案第20号

○議長（重松一徳君）

日程第15. 議案第20号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第20号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第20号は可決されました。

日程第16 議案第21号

○議長（重松一徳君）

日程第16. 議案第21号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第21号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第21号は可決されました。

日程第17 議案第22号

○議長（重松一徳君）

日程第17. 議案第22号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第22号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第18 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（重松一徳君）

日程第18. 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

基山町選挙管理委員会委員には、田中修一氏、赤坂清氏、岡益臣氏、長野祐一氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を基山町選挙管理委員会委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中修一氏、赤坂清氏、岡益臣氏、長野祐一氏が基山町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、基山町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、中島修氏、第2順位、原博則氏、第3順位、大山美佐邦氏、第4順位、中村悦美氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を基山町選挙管理委員会委員補充員の順位を含めて当選人と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中島修氏、原博則氏、大山美佐邦氏、中村悦美氏が順位のとおり基山町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第19 発議第1号

○議長（重松一徳君）

日程第19. 発議第1号 基山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、発議者の天本勉議員に提案理由の説明を求めます。天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

それでは、基山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について提案理由説明を行います。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性

の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の公布に伴い、引用条文の整理が必要なため、基山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行します。

ただし、第53条から第55条までの改正規定は令和7年6月1日からの施行といたします。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

提案理由の説明が終わりましたので、発議第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、発議第1号に対する質疑を終結します。

次に、発議第1号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、発議第1号は可決されました。

日程第20 発議第2号

○議長（重松一徳君）

日程第20. 発議第2号 基山町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、発議者の天本勉議員に提案理由の説明を求めます。天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

それでは、基山町議会委員会条例の一部改正について提案理由説明を行います。

提案理由といたしましては、町の組織機構体制整備のための基山町課設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管の範囲について見直しを行うため、基山町議会委員会条例の一部改正をするものでございます。

施行期日は令和7年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

提案理由の説明が終わりましたので、発議第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、発議第2号に対する質疑を終結します。

次に、発議第2号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、発議第2号は可決されました。

日程第21 発議第3号

○議長（重松一徳君）

日程第21. 発議第3号 議員報酬の適正化に関する決議を議題とします。

朗読を省略し、発議者の水田志保議員に趣旨説明を求めます。水田議員。

○2番（水田志保君）（登壇）

議員報酬の適正化に関する決議。

町村議会議員の成り手不足問題が深刻化しています。

この問題には様々な要因が絡み合っておりますが、都道府県議会議員、市区議会議員と比

べて著しく低い議員報酬が大きな影響を及ぼしていることは明らかであります。

町村議会の議員報酬月額の水準は、全国的に見ても、長きにわたり、据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されております。

こうしたことを踏まえ、全国町村議会議長会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」（令和4年2月 研究委託報告書「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（江藤俊昭大正大学社会共生物学部教授）」）等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、国の第33次地方制度調査会の答申（令和4年12月）においても肯定的に捉えられております。

今こそ、我々町村議会は、議会に多様な人材の参画を促す観点から、さらなる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存であります。

よって、町村長各位におかれましては、我々町村議会の取組に理解をいただいた上で、以下の点について御留意されるよう、要請いたします。

1 議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、議会が導き出した結論について、十分尊重されたいこと。

2 議員報酬の検討に当たって、特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意すること。

(1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。

(2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。

(3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえて検討すること。

(4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。

(5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。

令和7年3月13日、佐賀県基山町議会。

○議長（重松一徳君）

趣旨説明が終わりましたので、発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、発議第3号に対する質疑を終結します。

次に、発議第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第3号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、発議第3号は可決されました。

日程第22 議会改革特別委員会の中間報告

○議長（重松一徳君）

日程第22. 議会改革特別委員会の中間報告を議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員長の中間報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。

これより議会改革特別委員長の中間報告を求めます。栗野久明議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（栗野久明君）（登壇）

それでは、議会改革特別委員会第6次中間報告を行います。

基山町議会は、令和5年5月10日に議会改革特別委員会（第6次）を設置し、これまで8回の委員会を開催しましたので、その取組について中間報告を行います。

第5次議会改革特別委員会では、タブレット端末を活用したペーパーレス化を実施したこと。災害時行動計画、BCPを策定し、議員定数、報酬に関しては引き続き議会改革の中で行うことが報告されています。第6次議会改革特別委員会では、議会改革を進めていく中で下記の事項について取組を行いました。

1、議会による政策、立案、提言について。

町執行部に対する政策提言の実施については、総務文教、厚生産業の各常任委員会で取りまとめて行うこととしましたが、これまで未実施であり、提言内容の検討時期や提言書策定の手順などを整備していくことが必要であります。

2、有識者による研修会の実施や、セクハラ、マタハラに対する相談体制の整備について。

セクハラ、マタハラ対策についての有識者による研修の実施について基山町議会独自の開催を検討していましたが、この問題は全ての議会が取り組むべき課題であるため、令和7年1月、三養基郡町村議会議長会主催により、みやき町議会、上峰町議会と合同で研修会を行いました。

3、子育て世代の議員として安心して働ける環境づくり。

令和6年8月6日の委員会において、オンライン会議導入について検討するため、議会改革小委員会を設置し、検討を開始しました。小委員会では、計4回の協議の中で、使用ソフトの模擬検証を含め、導入について検証するとともに、研修会に参加して、他自治体の導入例を学んだり、国の通達等の勉強会を行い、報告書等を提出しました。

今後も、子育て世代の議員を含む全議員が安心して働けるよう、オンライン会議の導入に向けた取組を行っていきます。

4、議員定数と議員報酬の見直しについて。

前期からの検討項目である議員定数と議員報酬の改革に向けて、佐賀県町村議会議長会の特別セミナーや民間団体の議員研修会等に出席して議会内で勉強会を実施し、全国の実情や課題を整理しました。

また、議員の活動実績を把握するため、令和6年10月から議員活動量調査を実施しており、今後の見直しに向けた資料といたします。

今、任期中に課せられた課題は多く、町民の負託に十分に答えられるよう、まだまだ研さんし、前に進むため残りの2年間でさらなる議会改革に取り組んでいきます。

以上、中間報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前10時17分 散会～